

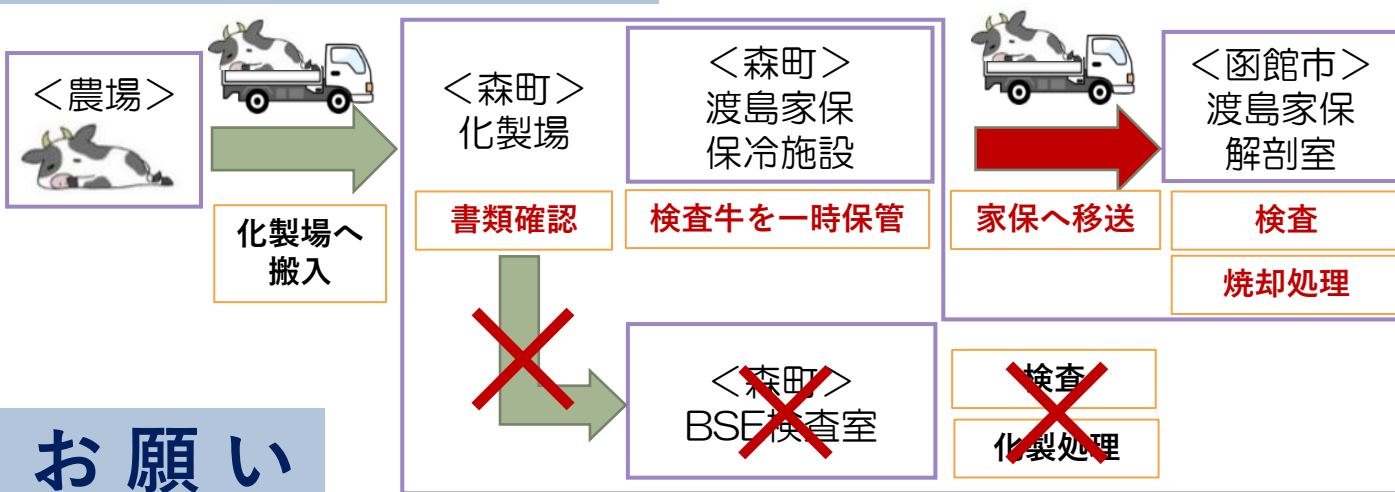
# 渡島・檜山地域の死亡牛BSE検査体制が

## 令和8年4月1日から変わります

### ポイント

- 森町の渡島家保**BSE検査室を廃止**します
- 死亡牛のうち**BSE検査対象牛のみ、函館市の渡島家保へ移送**し検査します
- 皆様の**死亡牛の搬入先は変わりません**  
森町の化製場（北海道道南畜産事業協同組合）です
- **BSE検査対象は変わりません**

### 新たな検査の流れ



### お願い

**死亡牛処理整理票に家保までの運搬に係る「確認欄」が追加されますので、チェックをお願いします**



# 死亡牛BSE検査体制変更に係るQ&A

Q 1 なぜ、検査室が廃止になるのですか。

A 1 国のBSE検査対象変更により、渡島・檜山管内の検査頭数は年間40頭程度に大幅に減少し、今後増加する見込みがないことから、効率的な検査体制を検討した結果、国とも協議の上、廃止することが適切と判断しました。

Q 2 検査体制の変更に伴う費用負担の変更はありますか。

A 2 BSE検査対象牛は、森町の化製場から函館市の家畜保健衛生所まで移送するための運搬費が新たに必要となりますが、検査後の死亡牛は家保で焼却されますので、化製処理費は不要となります。

Q 3 死亡牛BSE検査の補助内容は変更されますか。

A 3 補助内容に変更はありません。

Q 4 化製場から家畜保健衛生所までの移送はどのように依頼すればいいのですか。

A 4 化製場において書類を確認し、BSE検査対象牛のみを家保所長が指定した日時に渡島家畜保健衛生所に移送する必要があることから、北海道道南畜産事業協同組合に依頼することを想定しています。今後、死亡牛処理整理票に運搬に係る「確認欄」が追加されますので、チェックをお願いします。

Q 5 渡島家畜保健衛生所に死亡牛を直接搬入できますか。

A 5 A 4のとおり、指定された日時に家保に搬入する必要がありますので、直接搬入しないようお願いします。

